



子育て応援都市宣言記念 プレミアムたつのご商品券を販売します！

■問い合わせ：龍ヶ崎市商工会 ☎ 62-1444 / 市商工観光課商工統計グループ ☎ 内線 403

龍ヶ崎市商工会では、「子育て応援都市宣言」による子育て世帯を経済的な面から応援するとともに、低迷する消費需要の喚起を目的として、『子育て応援都市宣言記念プレミアムたつのご商品券』を販売します。お子さんの入学準備や年末年始の買い物などに、ぜひご利用ください！

●プレミアムたつのご商品券って？

▶使用期間：**11月1日（水）～平成30年2月28日（水）** 期間を過ぎた商品券は無効となります

子育て世帯用

平成11年4月2日以降に生まれた子や孫のいる世帯
1万円で1万2,000円分の商品券

一般の世帯用

子育て世帯以外
1万円で1万1,000円分の商品券

商品券は、使用できない店舗や商品・購入条件がありますので、案内チラシをよくご確認ください。

●購入方法

案内チラシについている「応募ハガキ」を利用した事前申し込みが必要です。「応募ハガキ」に必要事項を記載し、**9月30日（土・必着）**までに郵送または回収ボックスへ投函してください。応募多数の場合は抽選となり、**当選した方のみ10月中旬に当選券を郵送**します。

なお、案内チラシは8月中旬に自治会などを通じ各家庭に配布されます。回収ボックス設置場所でもチラシを配布していますので、ご利用ください。

●回収ボックス・チラシ設置場所

- ★龍ヶ崎市商工会・龍ヶ崎市役所1階・東部出張所・西部出張所 (休) 土日祝日
- ★市民窓口ステーション（ショッピングセンターサプラ内） (休) 8月22日（火）
- ★観光物産センター（JR佐貫駅東口） (休) 月曜日（祝日開館・翌日休館）
- ★まいん (休) 水曜日



子育て支援コンシェルジュがお答えします

■問い合わせ：こども課子育て支援グループ ☎ 内線 287



Q 幼稚園に通う3歳児の保護者です。就労の関係で、預かり保育を利用したいと思います。利用できる助成制度はありますか？

A 各幼稚園で預かり保育を実施する時間が決められていますので、通園している幼稚園に確認してください。幼稚園預かり保育を利用した方は、「龍ヶ崎市たつのご預かり保育利用助成事業」を利用できます。利用を希望する方は、事前に印鑑を持参の上、こども課で申請手続きをしてください。利用金額の2分の1（100円未満切り捨て）・児童1人当たり年3万円まで助成します。

請求には、「たつのご預かり保育利用証明書」または「領収書」を添付し、4～9月利用分は10月末日までに、10～翌3月利用分は4月末日までに請求してください。

Q 1日の就労時間は5時間ですが、勤務時間帯は午後1時～6時のため保育の利用時間は8時間未満です。施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後5時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、どのようにすればよいでしょうか？

A 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能です。こども課へご相談ください。